国空乗第451号 平成18年4月1日 国空乗第340号 平成19年10月10日(一部改正)

航空従事者養成施設指定申請・審査要領細則

国土交通省航空局乗員課

## 航空従事者養成施設指定申請 • 審查要領細則

I. 航空従事者養成施設指定申請・審査要領第1部第2項ただし書きの規定により、航空局技術部乗員課長が指定する方法を以下のとおり定める。

#### 1. 技能審査員の要件について

ICAO締約国が我が国と同等以上の基準により認可等をしている操縦士に係る教育訓練施設(当該ICAO締約国に設置されているものに限る。)であって十分な実績があると認められるもの(以下、「外国の教育訓練施設」という。)又はこれを含む教育訓練施設について航空法第29条第4項の指定を受けようとする場合、第6部又は第10部の規定の適用に当たって、外国の教育訓練施設の課程に係る技能審査員については、航空従事者養成施設指定申請・審査要領第1部第2項ただし書きの規定により、各第3項の規定に代えて以下の基準を適用することができる。

# (1) 第6部第3項について

- ア) 航空法施行規則第50条の4第5号ハの「必要な技能証明」は、課程に対応する種類、等級及び型式の航空機に係る事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証明とする。
- イ) 航空法施行規則第50条の4第5号ハの「技能審査に関する能力」のうち、技能証明以外の必要な資格については、以下の資格とする。
  - ① 操縦教育証明又は当該ICAO締約国が発給するこれに相当する資格
  - ② 計器飛行証明(飛行機の定期運送用操縦士の技能証明を有する者を除く。)又 は当該 I C A O 締約国が発給するこれに相当する資格
  - ③ 及び、当該 I C A O 締約国が当該教育訓練施設の認可等に関して付与する技能審査員の資格又はこれと同等と認められる資格
- ウ) 航空法施行規則第50条の4第5号ハの「技能審査に関する能力」のうち、必要な飛行経歴等の経験については、以下のとおりとする。
  - ① 課程に対応する型式の航空機又は類似する型式の航空機による100時間以上の機長としての飛行時間を含む2,000時間以上の課程に対応する種類の航空機による機長としての経験、又はこれと同等と認められる経験
  - ② 及び、上記イ)③の資格による1年以上の技能審査の経験

## (2) 第10部第3項について

- ア) 航空法施行規則第50条の4第5号ハの「必要な技能証明」は、課程に対応する種類及び等級の航空機に係る事業用操縦士若しくは定期運送用操縦士の技能証明又は当該ICAO締約国が発給するこれに相当する資格とする。
- イ) 航空法施行規則第50条の4第5号ハの「技能審査に関する能力」のうち、技 能証明以外の必要な資格については、以下の資格とする。

- ① 操縦教育証明又は当該ICAO締約国が発給するこれに相当する資格
- ② 計器飛行証明(飛行機の定期運送用操縦士の技能証明を有する者を除く。)
- ③ 及び、当該 I C A O 締約国が当該教育訓練施設の認可等に関して付与する技能審査員の資格又はこれと同等と認められる資格
- ウ) 航空法施行規則第50条の4第5号ハの「技能審査に関する能力」のうち、必要な飛行経歴等の経験については、以下のとおりとする。
  - ① 課程に対応する種類の航空機による200時間以上の計器飛行方式による機長としての飛行時間(模擬計器飛行を含む。)を含む2,000時間以上の課程に対応する種類の航空機による機長としての経験、又はこれと同等と認められる経験
  - ② 及び、上記イ)③の資格による1年以上の技能審査の経験

### 2. 主席実技教官の要件について

ア) 主席実技教官の要件

特定の航空運送事業者の操縦士を養成することを目的とする教育訓練施設における 第6部、第7部、第8部又は第10部各第2項(2)①に規定する主席実技教官の配 置要件は、航空従事者養成施設指定申請・審査要領第1部第2項ただし書き規定によ り、下記ア)とすることができる。この場合、当該指定養成施設は下記イ)の措置を 講じなければならない。

- (1) 第6部第2項、第7部第2項、第8部第2項及び第10部第2項について
  - ① 操縦教育証明を有していること。
    - ② 当該課程の訓練の用に供する型式の航空機又は類似する型式の航空機について、250時間以上の経験を有していること。
    - ③ 当該航空運送事業の機長として、2,000時間以上の経験を有していること。
    - ④ 航空運送事業者において操縦教官又は査察操縦士として2年以上の経験を有していること。
    - ⑤ 乗員課長が当該実技教育課程を管理する能力があると認める者であること。
  - イ) 当該指定養成施設の措置
    - ① 教育実務に係る課程の管理に関して主席実技教官を補佐する者(次席実技教官)であって、第6部第2項(2)①、第7部第2項(2)①、第8部第2項及び第10部第2項(2)①の要件を満足する者を任命し、配置すること。
    - ② 教育規程に、次席実技教官の職務について規定すること。

## Ⅱ.附則

本通達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年10月10日付け国空乗第340号) 本通達は、平成19年10月10日から施行する。